

特記仕様書(案)

第1章 総則

(適用範囲)

第1条

この特記仕様書は、高見馬場交差点ポケットパークのあり方検討業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務目的)

第2条

本業務は、鹿児島中央駅から本港区までのエリアにおいて、にぎわいとゆとりある都市空間を創出することにより、来街者のさまざまな消費行動やまちの魅力の気付きにつなげ、歩いて楽しめるまちづくりを推進するため、出店やイベント・休憩スペース、ミストシャワー等を備え、歩行者が立ち寄りたくなる居心地の良い空間（以下「ポケットパーク」という。）の整備に向けて、高見馬場交差点におけるポケットパークの整備方針等を検討するものである。

(準拠図書)

第3条

本業務は、契約書・設計図書及び本特記仕様書によるほか、下記の仕様書等によるものとする。

- 1 設計・調査・測量業務必携（鹿児島県 H4. 4）
- 2 設計業務等共通仕様書（鹿児島県 R4. 2）
- 3 その他、関係要綱、指針、示方書等

なお、使用する図書については、事前に調査職員の承諾を受けなければならない。

(疑義)

第4条

本特記仕様書及び上記準拠図書に記載されていない事項等で疑義が生じた場合は、調査職員と協議し、かつその指示に従うものとする。

(前金払)

第5条

本業務は、前金払の対象としない。

(法令等の遵守)

第6条

受注者は、本業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

(公益確保の義務)

第7条

受注者は、本業務を行うにあたり公益の安全、環境その他の公益を害することのないように努めなければならない。

(中立性の保持)

第8条

受注者は、常にコンサルタントとして中立性を保持するよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第9条

受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(業務カルテ作成・登録)

第10条

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は3名までとする）。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをしたうえで、「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

(調査職員)

第11条

本業務については、調査職員を置くこととし、その職・氏名等については、別途通知する。

(管理技術者、照査技術者、担当技術者の配置)

第12条

本業務は、設計業務等共通仕様書（鹿児島県）に準じる管理技術者、照査技術者、担当技術者を配置すること。なお、管理技術者及び担当技術者は、照査技術者を兼務できないものとする。

- ・管理技術者資格要件：「技術士」、「RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）」、「土木学会認定土木技術者」等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者
- ・照査技術者資格要件：「技術士」、「RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）」、「土木学会認定土木技術者」等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者

※「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、発注者が承諾した者をいう。

(担当技術者)

第13条

- 1 担当技術者とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めたものをいう。
- 2 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）
- 3 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

(設計協議)

第14条

- 1 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
- 2 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。
- 4 本業務における設計協議は原則として当初 1 回、中間 3 回、成果物納入時 1 回とし、「当初打合せ」及び「成果物納入時」には、管理技術者及び担当技術者が立会うこと。

（業務進行管理）

第 15 条

月末に業務進行についての実績と予定を提出すること。

（本業務の立会等）

第 16 条

本業務箇所の工事発注に伴い、受注者の事前測量等の結果により疑義等が生じ、調査職員等から立会及び協議の要請がある場合は、速やかに応じること。

（提出書類）

第 17 条

受注者は、本業務の着手及び完了に当たって、下記の書類を提出しなければならない。

- （1）業務計画書 （2）管理技術者選任通知書 （3）照査技術者選任通知書
- （4）納品書

なお、提出書類の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度、調査職員に提出しなければならない。

（業務計画書）

第 18 条

- 1 受注者は、契約締結後 14 日以内（休日等を含む）に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画
(5) 打合せ計画 (6) 成果物の品質を確保するための計画 (7) 照査計画
(8) 成果物の内容、部数 (9) 使用する主な図書及び基準
(10) 連絡体制(緊急時含む) (11) 使用する主な機器 (12) その他

(資料の貸与及び返却)

第19条

- 1 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
- 2 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに調査職員に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

(関係機関及び占用者との協議)

第20条

本業務の実施にあたって、受注者が行うべき官公庁等の関係機関との諸手続きについては、調査職員と協議のうえ、速やかに行い業務に支障のないようにすること。

また、受注者は、官公庁等からの指示を受けた時は、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。

設計にあたっては、占用物調査を行い、その結果、移転等が生じる場合は、占用者と占用物の内容、位置等について協議を行い、結果を報告すること。

なお、調査の結果、移転を生じない場合でも施工中の事故防止のため、既設占用物の位置を平面図等に記入すること。

(土地への立ち入り等)

第21条

- 1 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第16条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。

2 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合、受注者はこれに協力しなければならない。

3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す他は調査職員と協議により定めるものとする。

4 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立ち入り作業完了後 10 日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

（証明書の交付）

第 2 2 条

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請によるものとする。

（安全管理）

第 2 3 条

受注者は、道路交通法第 7 7 条第 1 項に基づく道路使用許可等を含め関係法規を常に遵守し、安全管理に努めなければならない。

また、調査中における事故防止対策として、発注者による現場点検を実施することから、現場作業が伴う日程について調査職員と協議するものとする。

調査実施中に事故が発生した場合は作業を中止し、速やかに事故発生の原因、経過、被害状況等の内容を発注者に報告するとともに、受注者の責任において、この処理対策に努めなければならない。

（設計変更等）

第 2 4 条

設計変更等については、業務委託契約書第 2 1 条から第 2 8 条及び設計業務等共通仕様書共通編 1 1 2 1 条から 1 1 2 4 条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手引きについては、「鹿児島市土木設計業務等変更ガイドライン（平成 31 年 3 月）」（令和 4 年 3 月一部改訂）によるものとする。

（成果物の照査）

第25条

本業務における照査については、受注者の責任において、確実に実施すべきものとし、確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書に書き込み、それらを残す等、照査の根拠となる資料を示すことができる照査方法を含むものとする。

なお、確認・修正結果は成果物として提出の必要はないが、成果物納入時の照査報告の際に発注者に提示するものとする。

(成果物の審査)

第26条

- 1 受注者は、成果物納入時に本市の成果物審査を受けなければならない。
- 2 成果物の審査において、訂正を指示された箇所は直ちに訂正しなければならない。

(成果の提出・引渡し)

第27条

- 1 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示を同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。

(受検体制)

第28条

受注者は、完了検査及び出来形部分検査に際しては成果物及びその他の関係資料等を整えておくものとし、管理技術者を立会させなければならない。

(費用の負担)

第29条

本業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第30条

暴力団関係者等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報

しなければならない。また、暴力団関係者等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。

（環境改善実施要領（業務編）について）

第 3 1 条

業務の実施にあたっては、「環境改善実施要領（業務編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

第2章 業務内容

(設計に関する一般事項)

第32条

- 1 受注者は、設計業務の意図及び目的を十分に理解し、施工法、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を満足するように正確かつ丁寧に業務を実施するものとする。
- 2 受注者は、設計に先立ち、現地調査等を行い、施工地域の地形、地質、湧水、用排水、気象、植生等の必要な現地の状況を把握するものとする。
- 3 受注者は、貸与された資料、設計条件、現地調査結果等を総合し、学識及び経験に基づく高度な判断のもとに業務の適切な遂行を図るものとする。
- 4 受注者は設計に当って、特許工法特殊な工法を使用する場合には調査職員の承諾を得て設計図等にそのことを明示しなければならない。
- 5 設計において、鹿児島県土木部、または建設省制定土木構造物標準設計図集に集録されている構造物を採用するものについては、採用構造物名の呼び名を設計図等に明示し、数量計算は図集の単位当たり数量をもととして行うものとする。

(対象区域)

第33条 本業務の対象区域は、別紙のとおり、高見馬場交差点の歩道空間とする。

(業務の内容)

第34条 本業務の内容は、次のとおりとする。

1 現地調査及び与条件の整理

現地調査や、令和6年度に実施したポケットパーク設置社会実験の把握、与条件の整理を行い、課題を抽出する。

2 管理運営に関する検討

(1) 管理運営スキーム案の検討

令和6年度に実施した社会実験の結果や他都市事例等を踏まえ、官・民の役割分担や費用負担、運営方法等を検討し、持続可能なポケットパークの管理運営スキーム案を作成する。

(2) 社会実験（トライアルサウンディング）の支援（休憩スペースの設置等）

発注者が実施する社会実験（トライアルサウンディング※1）の際に、暫定利用者が休憩スペース（テーブル、イス、日よけ等）を設置できるよう、資材の調達を行うほか、イベント保険への加入などの支援を行う。

※1 トライアルサウンディング:令和7年11月から12月まで14日間程度実施予定。

(3) 管理運営スキーム案の検証及び利活用ルールの検討

社会実験のモニタリングや暫定利用者へのヒアリングを発注者と連携して行い、管理運営スキーム案の検証や利活用ルール案を作成する。

3 高見馬場交差点歩道空間の整備方針の検討

- (1) 空間構成、景観、意匠等に関する基本方針の検討
- (2) 利活用施設計画（電源施設、給排水設備、休憩施設、上屋等の検討とイメージ図の作成）
- (3) 平面計画（空間構成の検討と平面イメージ図の作成）

4 全体計画平面図の作成等

- (1) 全体計画平面図の作成
- (2) 概算費用の算出
- (3) 関係機関との協議資料作成

5 打合せ

着手時・成果品納入時は各1回、中間打合せは3回を想定。

その他、必要に応じ適宜行うものとする。

（アドバイザーの打合せ等への参加）

第35条

受注者は、本業務のアドバイザーとして、発注者が「鹿児島市と独立行政法人都市再生機構との連携に関する協定書」を締結している独立行政法人都市再生機構の打合せへの出席及び意見聴取を認めるものとする。なお、アドバイザーに係る経費については、受注者が負担する必要はない。

（参考文献等の明記）

第36条

本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

第3章 成果物

(成果物の取り扱い)

第37条

成果物はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。(電子データ含む。)

(図面の表題)

第38条

表題の寸法(A-3版)及び様式は下記を標準とし、図面の右下隅を原則とする。また、平面図記載の図面の表題下には「受注者名」及び「連絡先」を明記すること。

3.0cm	工 事 名	工 事		
	事 業 名			
	工事場所	鹿児島市		
	図面種類			
	図面番号	全 ○ の ○	作成年月	〇〇年〇〇月
	鹿児島市 建設局 都市計画部 市街地まちづくり推進課			
〇〇〇コンサルタント TEL〇〇〇-〇〇〇〇				
5.5cm				

(成果物)

第39条

- 1 本業務の成果物は、次のとおりとする。
 - (1) ポケットパークの管理運営スキーム案
 - (2) ポケットパークの利活用ルール案
 - (3) 基本設計説明書
 - (4) 基本設計説明書【概要版】
 - (5) 全体計画平面図

(6) 工事費概要書

(7) 見積書等

(8) 照査報告書

(8) 打合せ記録簿

(9) 電子媒体 (CD-R 等)

- ・ 報告書ファイル及び図面データを電子媒体に格納する。
- ・ 報告書作成に使用するソフトは Windows の Word、Excel とする。
- ・ 図面作成等の CAD データは原則としてファイル形式を SXF 形式とする。
- ・ 報告書、図面を PDF ファイルに変換したものも電子媒体に格納すること。

(10) その他調査職員が指示したもの

2 提出する成果物の製本サイズは、下記のとおりとする。

(1) 図面類 A3 版

(2) 報告書 A4 版

3 提出部数は、下記のとおりとする。

(1) 図面類 2 部 (見開版)

(2) 報告書 2 部

(3) 報告書原本 一式 (電子データ)

(4) CAD データ (SXF 形式) 一式

電子媒体 2 部

(手直し)

第40条

受注者は、設計業務が完了したとき受注者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他の措置を行わなければならない。

(電子納品)

第41条

1 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。

ここでいう電子成果品とは、「鹿児島市電子納品運用ガイドライン【土木・農林水産編】(以下、ガイドラインという。)」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

2 ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体 (CD-R) で正本 1 部、副本 1 部の計 2 部提出する。電子化しない成果物については従来どおりの取り扱いとする。電子納品レベル及び成果物の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。